

新旧対照表

○神奈川県児童福祉審議会規則

新		旧	
<p>第1条～第3条 (略) (臨時委員) 第4条 (略) (削除) 2 (略) 第5条 (略) (会議) 第6条 (略) 2 委員長は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあつては、そのために置かれた臨時委員を含む。以下この条並びに第8条第2項及び第3項において同じ。)の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。 3・4 (略) 第7条 (略) (部会) 第8条 審議会に次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を分掌する。</p>		<p>第1条～第3条 (略) (臨時委員) 第4条 (略) 2 臨時委員は、審議会の会議において議決に加わることができない。 3 (略) 第5条 (略) (会議) 第6条 (略) 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。 3・4 (略) 第7条 (略) (部会) 第8条 審議会に次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を分掌する。</p>	
部会の名称	分掌する事項	部会の名称	分掌する事項
(略)		(略)	
権利擁護部会	児童についての施設への入所等の措置等及び一時保護並びに児童虐待(一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館、認可外保育施設、幼稚園及び認定こども園(以下「保育所等」という。)に係るものを除く。)の防止に関する事項	権利擁護部会	児童についての施設への入所等の措置等及び一時保護並びに児童虐待の防止に関する事項
保育部会	1 法第18条の20の2第1項の規定により行う保育士登録、法第18条の33第4項の規定において読み替えて準用する法第18条の20の2第1項の規定により行う地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する準用	保育部会	保育所の設置の認可並びに設備及び運営並びに法第59条第1項に規定する施設(法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設に限る。)に関する事項

新		旧	
	<p>旧児童福祉法第18条の20の2第1項の規定により行う国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事項</p> <p>2 児童虐待（保育所等に係るものに限る。）の防止に関する事項</p> <p>3 保育所の設置の認可並びに設備及び運営並びに法第59条第1項に規定する施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設に限る。）に関する事項</p>		
2～9	(略)	2～9	(略)
第9条	(略)	第9条	(略)